

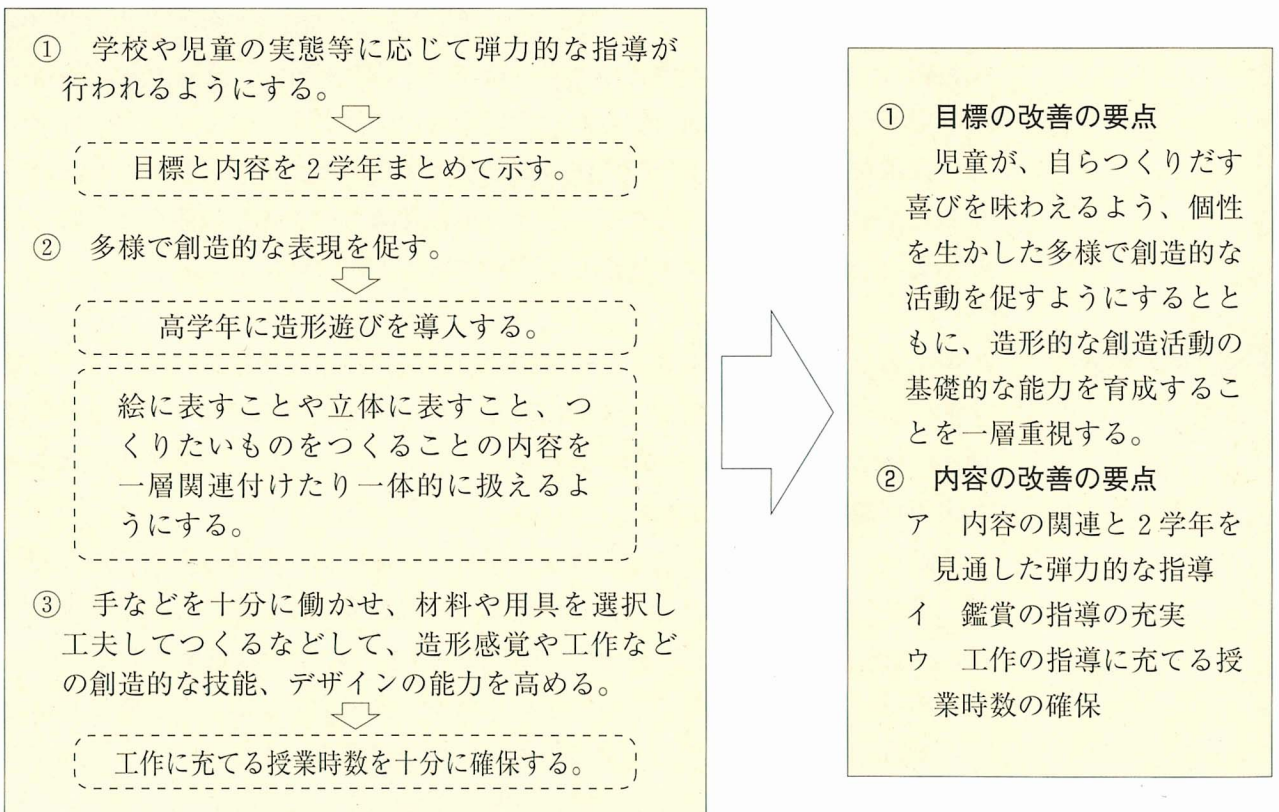
7 図画工作科における授業の改善

(1) 改善の基本方針（小学校に関連する部分のみ）

- ① 表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して、造形的な創造活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う指導が一層充実して行われるようにする。
- ② 児童が生活を明るく豊かにし、楽しく描いたりつくったりする創造活動を促すことを重視し、表現や鑑賞の喜びを味わうとともに、豊かな表現活動や鑑賞活動をしていくための基礎となる資質・能力を一層育てられるようにする。
- ③ 各学校がゆとりをもち、創意工夫を生かした教育活動を展開できるよう、内容をまとめて示し、それらを一体的に扱ったりできるようにする。
- ④ 鑑賞の充実を図る。その際、地域の美術館等の活用も図るよう配慮する。

(2) 改善の具体的事項

児童が **楽しく** 造形活動にかかわり、**個性** を生かして **多様で創造的な活動** をしていくために、その基礎となる **感覚・感性や創造力、技能などの資質や能力** を育てることを重視して次のような改善を図る。



(3) 学習指導の充実

- ① 能動的な鑑賞
 - 子供たちの見方や感じ方を深め、鑑賞の能力を高める。
 - 触れる、話す、聞くなど五感を働かせて対象と関わり合う。
 - 校内を造形空間に設定して子供たちの手で展示する。